

# 自立支援医療（精神通院医療）の申請に必要なもの

## 新規申請

### ＜自立支援医療のみ申請の場合＞

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（第1号様式）
- 診断書（精神通院医療用）  
※市町村受理日の3ヶ月以内に作成されたもの、指定医療機関が作成したものに限り
- 同意書兼世帯状況収入申出書
- マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）
- 医療保険証の写し
- 印鑑

### ＜精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合＞

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（第1号様式）
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）  
※市町村受理日の3ヶ月以内に作成されたもの、自立支援医療欄に記入があるもの、指定医療機関が作成したものに限り
- 同意書兼世帯状況収入申出書
- マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）
- 医療保険証の写し
- 印鑑

### ＜精神障害者保健福祉手帳をすでに交付されている場合＞

- 診断書を省略して精神障害者保健福祉手帳の写しを添付して申請できる場合があります。  
※自立支援医療（精神通院医療）の申請が新規であること、精神障害者保健福祉手帳が手帳用の診断書を添付して交付されていることが条件です。
- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（第1号様式）
  - 精神障害者保健福祉手帳の写し
  - 同意書兼世帯状況収入申出書
  - マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）
  - 医療保険証の写し
  - 印鑑

☆新規申請で訪問看護・複数医療機関・検査機関を申請される場合、下記書類が必要になります。

- 訪問看護意見書（訪問看護事業所で記入してもらう）  
訪問看護を申請される場合
- 複数医療機関意見書（主たる医療機関で記入してもらう）  
複数医療機関・検査機関を申請される場合

## 継続申請

☆更新申請は有効期限の3ヶ月前から1ヶ月後まで受理できます。

新規申請に必要な書類に加えて、現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）の写しが必要です。  
治療方針に変更がない場合は、診断書の提出は2年に1度です。（受給者証の下部に診断書有無の記載がされています）

※訪問看護と複数医療機関・検査機関の認定を受けている者は、継続申請時に診断書不要の場合は訪問看護意見書と複数医療機関意見書を省略できます。診断書必要時はそれぞれ必要になります。

# 自立支援医療（精神通院医療）の申請に必要なもの

## 再交付（破れ・汚れ・紛失）

- 再交付申請書
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）
  - ※紛失の場合は必要なし
- 印鑑

## 医療機関変更・追加

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書（第2号様式）
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）
- 印鑑
- 訪問看護意見書（訪問看護事業所に記入していただきます）
  - ※訪問看護を追加・変更する場合に必要です。
  - ※訪問看護を認定されている者で、主たる医療機関を変更する場合にも必要です。
- 複数医療機関意見書（主たる医療機関に記入していただきます）
  - ※複数医療機関・検査機関の追加・変更する場合に必要です。

## 保険変更

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書（第5号様式）
- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書（第2号様式）
  - ※保険証の変更により所得区分が変更になる場合
- 同意書兼世帯状況収入申出書
- 新しい保険証
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）
- 印鑑

## 住所変更

### <市内転居・県内からの転入の場合>

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書（第5号様式）
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）
- 印鑑

### <奈良県外からの転入の場合>

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（第1号様式）
- 同意書（県外転入用）若しくは診断書（自立支援医療用）
  - ※現在お持ちの受給者証の有効期限が残っていない場合、もしくはすぐに継続申請が必要な方は診断書（自立支援医療用）が必要になります。
- 同意書兼世帯状況収入申出書
- マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）
- 医療保険証の写し
- 印鑑
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（転入前の自治体等で発行されたもの）

## 氏名変更

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書（第5号様式）
- 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）
- 印鑑